

(見本)

株式第11号(第17条の2関係) (第1面、第2面)

雇用保険受給資格者証

(第1面)

1. 支給番号 48010-10-000109-7	2. 氏名 ヨウタ シロ			
3. 被保険者番号 4800-014551-0	4. 性別 男	5. 職業時年齢 45	6. 生年月日 3-400101	7. 求職番号 12345
8. 住所又は居所				
9. 支払方法(記号(口座)番号・金融機関名・支店名) 安定所現金(G)				
10. 資格取得年月日 100401	11. 離職年月日 220331	12. 離職理由 11		
13. 60歳到達時賃金日額 14. 離職時賃金日額 4,000	15. 離職時賃金日額 4,000	16. 求職申込年月日 220401	17. 認定日 1型-月	18. 受給期間満了年月日 230331
19. 基本手当日額 3,200	20. 所定給付日数 270	21. 通算被保険者期間 111230		
22. 離職前事業所名 ヨドバシ ウエーブセンター ガラス物 サイバ 労働市場センター株式会社	23. 再就職手当支給歴	24. 特殊表示(災害時、一括、巡査、市町村) 0 0 0 0		

安定所連絡メッセージ1

安定所連絡メッセージ2

皆様公共職業安定所又は

皆様地方運輸局所在地

電話番号

離職理由コード 11, 12, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34

センター

公共職業安定所長安定期所員印

支付年月日

注 意 事 項

- この証は、第1面の受給期間満了年月日迄では大切に保管してください。もし、この証を消失したり、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けてください。なお、この証は、折り曲げ線以外では折り曲げないでください。
- 失業の認定、又は失業等給付を受けようとするときは、この証を失業認定申告書その他関係書類に添えて提出として皆様公共職業安定所又は皆様地方運輸局の窓口に提出してください。
- あなたが口座振込受給資格者である場合、支給金額欄の金額を、あらかじめ指定された金融機関の預貯金口座に振込む手続を、失業認定日に行いますので、その金融機関から支払を受けてください。この場合、その金融機関から支払を受けることができる日が、基本手当の支給日となります。
- 定められた失業の認定日に来所しないときは、基本手当の支給を受けることがあります。
- 失業の認定を受けようとする期間中に就職した日があったときは、又は自己の労働によって収入を得たときは、その旨を必ず届け出してください。
- 偽りその他不正の行為によって失業等給付を受けたり、又は受けようとしたときは、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の罰金を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
- 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、その後最初に来所した失業の認定日に届け出してください。
- 第1面に書かれている所定給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当(傷病手当)の支給を受けることができる最大限の日数です。
- 失業等給付に関する処分又は上記6の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に雇用保険審査官に対して審査請求することができます。
- 雇用保険について分からることがあった場合には、公共職業安定所又は地方運輸局の窓口で御相談ください。

被保険者番号

(バーコード貼付欄)

求職番号

(バーコード貼付欄)

支給番号